

第2章 計画の基本的な方向

1. 基本目標

吉賀町民が住みなれた地域で生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域医療・介護体制の確立を目指します。

2. 基本理念

基本目標の実現に向け、次の基本理念に基づき関係機関との協力・連携体制を構築しながら施策を推進します。

《身近な医療体制の総合的な推進》

超高齢化社会の中、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の連携に基づく包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進していきます。また、長期にわたり療養する人のQOL（生活の質）の向上を目指して在宅医療体制の構築についても総合的に推進します。

《周産期医療から高齢者医療までに至る医療体制の整備・充実》

医療は、人生の全てに関わるものであり、疾病の治療だけでなく一次予防や介護サービスの利用等多岐に渡る領域とも関わることから、圏域及び近隣他県の医療機関との機能分担及び医療連携体制の整備と充実を推進します。

《病態に応じた医療の提供》

関係医療機関との連携により、急性期・亜急性期・慢性期 等疾病に応じた医療の提供体制の整備を図ります。また、集団検診や「かかりつけ医」による個別検診・診療等を通じて疾病の早期発見・早期治療体制に努めます。